

「個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令案」及び「個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件の一部を改正する告示案」に対する御意見の募集について

財務省では、「個人向け国債の発行等に関する省令」及び「個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件」の改正を予定しております。具体的な内容については、「改正案」及び「概要」を御参照ください。

つきましては、下記要領にて、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

記

1. 意見提出期限

令和8年6月27日（土） ※郵送による提出の場合は、同日必着

2. 意見提出方法

以下のいずれかの方法によりお寄せください。

なお、電話による受付はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：[kokusai-kikaku@mof.go.jp](mailto:kokusai-kikaku@mof.go.jp)

※e-Gov のパブリックコメントのページ中の意見提出フォームより提出することも可能です。

(2) 郵送の場合

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省理財局国債企画課法規係 宛

3. 意見記載要領

日本語にて、氏名（法人その他の団体にあつては名称）及び連絡先（御意見の内容を確認するため、連絡を取らせていただく場合があります。）を明記の上、御意見の内容及び理由を御記載ください。

4. 御意見の開示等について

お寄せいただいた御意見については、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があるほか、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

5. お問い合わせ先

財務省理財局国債企画課法規係 電話：03-3581-4111（内線2422）